

令和2年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和2年9月10日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 13人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 38 号 松田町生涯学習センター条例

日程第 2 議案第 39 号 松田町表彰条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 40 号 松田町税条例の一部を改正する条例

- 日程第 4 議案第 41 号 松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 42 号 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 43 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 追加日程第 1 議案第 46 号 財産の処分について
- 日程第 7 議案第 44 号 令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 45 号 令和 2 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦勞さまで。本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。また、町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明、答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1 「議案第38号松田町生涯学習センター条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 2 日目、よろしくお願いいたします。
議案第38号松田町生涯学習センター条例を別紙のとおり制定する。令和 2 年 9 月 9 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町生涯学習センターを運営するのに必要となる条例を制定したいので、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教育課長 それでは、議案第38号松田町生涯学習センター条例について御説明させていただきます。

この条例は、利用者の拡充につなげるよう、松田町生涯学習センターとして一体的な施設の管理、運営に必要な条例を制定するため提案するものでございます。

1枚おめくりください。1ページを御覧ください。第1条、趣旨でございますが、松田町生涯学習センターの設置、管理等に関して必要な事項を定めるものとしております。

次に第2条、設置でございます。生涯学習センターを、記載のとおり設置するものでございます。

次に第3条、生涯学習センターが行う事業について規定しています。第1項では、文化の向上及び生涯学習の推進を図るための事業に関する事。第2項では、センターの施設等の利用の提供に関する事。第3項では、その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事を規定しております。

次に第4条、職員でございますが、センターに館長、その他必要な職員を置くこととしております。

次に第5条では、休館日を月曜日、第6条では開館時間を午前9時から午後10時までとする規定をしており、現行の条例と同様となっております。

次に、第7条では施設の利用。おめくりください。第8条では利用の制限、第9条では利用承認の取り消し等を規定しております。

次に、第10条から第12条までは、使用料について規定しています。第10条第1項では、使用料の徴収について、4ページに記載があります別表第1に定める使用料の額に税を加えた額を納付しなければならないことを規定しております。第2項では、センターの附属設備を使用する場合の使用料について、別に…別で定める使用料を規定しております。第3項では、使用料は前納とすることを規定しております。また、第11条では第1項から第3項までに減免の規定

をし、第12条では不還付に関する規定をしております。

次に第13条では、賠償義務を規定しております。

次に第14条では、施設の使用として、その用途または目的を妨げない限度において、施設の一部を使用させることができることとしておりまして、別表第2でカフェテリアの使用を規定しております。

次に第15条から第18条まで、管理の代行、指定管理について規定しております。第15条第1項では、管理運営上必要があると認めるときは指定管理者に管理を行わせること。第15条第2項では、町長の承認を得て休館日を変更し、もしくは別に定め、または開館時間を変更することができること。おめくりください。また第3項では、条例第7条、8条、9条の町長を指定管理者と読み替えることができることを規定しております。

次に、第16条、指定管理者の義務について、規定しております。第1項では使用承認、料金の収受、第2項では事業の企画及び実施、第3項では施設及び附属設備の維持管理に関する業務を規定しております。

次に、第17条では指定管理者の利用料金について規定しています。第4項では、利用料金は別表第1、別表第2に定める額に税を加えた額に1.3を乗じて得た額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものと規定しております。1.3倍は、もともとの条例を承継したものでございます。

次に第18条では、指定管理者が行う管理の基準を規定し、第19条では委任ということで、条例で定めるもののほか、センター運営等について必要な事項は規則で定めるものと規定しております。

次に附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。附則2で松田町民文化センター条例、附則3で松田町立公民館条例の廃止をするものでございます。また、附則4で経過措置を設けております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
4 番 平 野 幾つかちょっとお聞きしたいんですけども。まずですね、減免のことなん

ですけれども、3ページですかね。使用料の減免（1）（2）（3）というふうなことがあるんですけれども。料金にかかわることということで、各種団体、登録団体ですね。や、特に子供が入っていたり、福祉関係だったりするようなサークルのこと。これは、ここには規定していないけれども、（3）で読み切れるのかなとは思ったんですが、そここのところを確認したいということ。

それから、こここのところコロナで代表者会議とかも全然ないと思われるんですが、こういった方々の…何ていうか、話についてはのかなというところを確認したいと思います。

それからあと、その下の使用料の不還付というのがあるんですが、これはその前の10条のほうの2ページの一番下のほうで前納とするというようなところに関係するのかなと思うんですけども。例えば、だから予約をしておいて前納したけども、使わなくなったというようなことはキャンセルしても、これは還付されないということなのか。その辺のところ、ちょっと確認したいと思います。

それから、あとはちょっとこれは規則のほうなので、議決事項ではないんですけれども、一番最後のページの8ページについていたピアノとかの、何ていうのかな。備えつけの料金が1,200円とか、600円とか、それ自体はこれが妥当かなと思われるんですが、よく見たら、左のほうにホール以外は1時間当たりだと書いてあったので、ここがちょっと気になりまして。そうすると、ホールのピアノとかそういうものよりも、何かこれは多分展示ホールとかのピアノなのかなと思うんですが。高くなっちゃうのかなというのが、すごい心配です。こうなると、合唱の練習の方とか使えなくなっちゃうんじゃないかなというのがちょっと心配しました。その以上3つをお願いいたします。

教 育 課 長

まず、前納につきましては、条例には定めておりますが、規則で細かく明記しております。参考になりますが、規則の第2ページの第9条第2項（1）から（4）に記載、規定しております、その中で細かく決めておくことでございますが、考え方といたしましては、これまで登録団体等で免除となっていた団体におきましても、料金を徴収していただくという。その中で、先ほど議員さんのおっしゃった子供中心の団体、あるいは障がいのある団体、そういった

団体につきましては個別で今後考えていきたいと思っております。

次に、代表者会議とかそういった情報交換をしているかということで、以前もお答えしましたが、3年ぐらい前にですね、スポーツ団体、文化団体、公民館登録団体を集めまして、料金徴収ということで、一応の理解は得たところでございますが、その後ちょっと、そういった代表者会議でも使用料の件については詳しくお伝えしていなかった経過もございます。その中で、今回もコロナの関係でなかなか会議が開けないんですが、継続してですね、使用料の考え方につきまして、個別で申請したときとか、そういったときに情報を与えております。ただ、皆さん一堂に会しまして、その打合せとか説明というのが最近はしておりませんので、今後団体等との情報を的確に伝えまして、意見も徴収していきたいと思っております。

次は不還付の考え方なんですが、こちらにつきましては、前納としておりますが、団体の都合によりまして使用ができなくなったといった場合は、その料金を現状でも頂いております。ただ、町の都合によりまして、この日は使えますよといった場合とか、そういった場合は還付している現状がございますので、それは続けていく予定でございます。

最後に、規則のほうの細かい積み上げのホール以外の時間当たりというものでございますが、確かにこの時間当たりで、金額ではこのほうに明記してございますが、それが長い時間使うと積み重なってしまうものはございますので、これは規則ですので、今後よく精査した中で決めていきたいと思っております。以上になります。

4 番 平 野 1つ目の減免のことなんですが、登録団体の方、3年前には有料化に関しては理解をしていただいたということだという…私も聞いてはいます。3年前ということなので、皆さんいろいろコロナで状況が変わったりとか、結構あと高齢化が進んで運営が厳しくなっている団体もちらほら出てきているような話を聞きますので、きっちりと皆さんにはお伝えし、理解をしていただいて話を進めていただきたいなというところがあります。

その際にですね、各団体の使い方によって、じゃあ自分は一体どのくらいの使用料になるのかなというのを、シミュレーションをするというようなことを

示してあげないと、果たしてこれがどうなのかというのがすごく皆さん不安に思っているんですね。それぞれの使い方が違うと思うので、町側から、あなたのところはこうなりますよというのがなかなか難しいと思うんですが。会議であればね、そのとき質問されて、うちはこういう使い方してます。幾らになりますかって、そこでやり取りできると思うんですが。ちょっとだからお便りか何か出すときに、うちはこういう使い方をしているので幾らになりますかみたいな、そういうやり取りをできるようなお便りを、ぜひ出してあげてほしいと思うんです。そこのところで、皆さんが不安がないよう使えるようにと思います。

あと、還付の話なんですけれども、キャンセルをしても返さないというようなことだというふうなことだったんですけどね。これ、有料化になっていくのに、いいことがあって、予約していたけれども、その人が使わなくなったときに、実は本当はうちも使いたかったんだけどという人が、本当なら使えるわけですよ。使わないと言われたら。だから、例えば3日前とかちょっと時間的な余裕は必要だと思うんですけども、そこで返してくれるなら何%は返還するみたいにしてあげれば、使わなくなったときの連絡をくれると思うんです。でも、お金返ってこないなら、きっと連絡しなくてもいいやになってしまうと思うんですよ。なので、そこのところは、特に展示ホールとか、あと体育館…体育館はこれは関係ないね、ごめんなさい。特に展示ホールはすごい人気で、取れなくてほかの町を使ったりとかいう団体もあるので、もしここで還付という約束を何日前みたいなところで、規則でもいいので、何かこういうのをやってくればすごく助かるなど。予約待ち団体にとってね。だから、予約待ち団体の…機械だと予約待ちというのが入れられないんですけども、そういうシステムがあるといいなと思うんですけど。それがすごく有料化になると生きてくると思うんです。

あと、さっきの一番最後の規則のほうの、ピアノ等の1時間当たりというのは、もう一度精査するということがあったので、よろしくお願いたします。

教 育 課 長 不還付ということにつきましては、この条例の目的でもあります利用者の拡充というのがございますので、これまでも利用団体の、通常利用する団体の形

態とかよく把握しております。また、そういったことも利用促進ということで、なるべくですね、皆さんに使っていただきたい。また、松田町を知ってもらいたい。そういったいろいろな目的がございますので、それは十分に協議してまいります。（「シミュレーションのことは。」の声あり）

シミュレーションにつきましては、今の答弁のとおり、大体使用団体が決まっておりますので、現状もよく把握した中でございます。たまにはイレギュラーなこともございますが。説明会のときは、当然そういった幾らぐらいかかるのかというのを把握しておかなきゃいけないので、よく事務局としても把握して、答えられるようにするようにシミュレーションをいたしますので、御承知ください。

町 長 補足させてください。基本的に、今回の条例については、公民館と文化センターの区分を取り外すことによって、今まで文化センター…公民館として使ってた方が登録団体だったら、要は減免だとか、文化センターのほうを使うんだったらお金取るよとかというようなことで。例えば、今、ピアノだったら3か所、たしかあると思うんです。だから、お金を払うんだったら、じゃあこっちとか、あっちとか言ってたのが、それを取っ払うことによって3か所まとめて使える。それで減免の対象になっている事業者であれば、そのまま使ってもらえたりとかするようなことで、利用頻度が逆に広がるのではなかろうかというような御提案でございます。

ですから、今、ある程度このセンター条例が通れば、急に何かお金を取るような話ぶりみたいな話になってますけども、今回の提案はですね、そういった部分での線を引かないことによって、もっと使いやすくなりますよという提案であって、以前から使っているような金額だとか何かが変わった表現をしているとすれば、ピアノのところだけ、1回幾らが、ある意味使いにくいところもあるので時間幾らに変わったということで、基本的な数字はほとんど変わってないです。我々の今の現状の感覚的には、過去の話はあったにしても、まずはセンター条例をしたところの中から、金額については御時世に合わせて、また相談させていくという手順になろうかと思っておりますので、その辺りはまた今度、委員会に付託ということでありますから、担当課のほうにはシミュレーション

も含めてですね、出させていただいて、何ですかね、そういった格好で御議論いただければというふうに思います。とにかくこれが、センター条例イコール今の方々に負担増になるというようなことを前提に、今回これを上げているわけではないということで御承知いただきたいと思います。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

7 番 南 雲 3 ページの15条にある指定管理者にセンターの管理を行えるものとするということで、こういう御意向はあるのでしょうか。そのことをお伺いいたします。

教 育 課 長 将来的には指定管理も視野に入れておりますので、今までにも文化センター、町立公民館も指定管理の条文、規定がありましたので、生涯学習センターにつきましても規定として載せさせていただきました。

7 番 南 雲 前回のフォルクローレの後に予算措置していて、結局何もできないまま終わってしまったということで、やっぱり稼げる施設にしていかななくてはいけないと思うんですね。それで、やはり集客できるようなアーティストとかを呼ぶようにするためには、やっぱり指定管理者の方が集客に努めると、すごく町民文化センターを使っただけのような仕組みができると思うので、ぜひね、その辺を進めていただきたいと思います。以上です。

議 長 要望でよろしいですね。（「はい」の声あり）ほかにございますか。

5 番 田 代 この条例については、総務文教に付託ということで、私は産業厚生所属なので質問をさせていただきます。附則で、公布から6カ月以内の施行というふうに規定されております。これについて、今9月ですから、切りのよいところ、また料金も若干内容が変わったりするので、4月スタート。来年、平成3年度のスタートという、こういう考えでよろしいかどうかというのが1点目です。よろしくをお願いします。

教 育 課 長 議会でお認めいただければ、周知期間もございますので、今、議員さんがおっしゃったとおり、4月スタートということで考えております。

5 番 田 代 一番無難な時期が4月だと私も考えてるので、よろしいのかなと感じます。その場合ですね、今、町民文化センターって看板がドーンと出ています。その下に町立公民館ですか。並列して名称が出てます。当然、これは生涯学習センターになれば、その看板の取り換えが出てくると思います。それ以外に、いろ

いるなところでやっぱり影響が出てくるのかなと。例えば、町内に辻々に案内板で町民文化センター、役場と。それはまちづくり課が所管していると思うんですけど、そういう案内表示。それとか、リーフレット。文化センター、今まで出してるリーフレットありますよね。要は、この条例改正によってかなり費用がかかるのかなというふうに感じております。この関係について、今の話4月スタートであれば、当然しかるべき時期に補正予算を計上して、6か月の間に変える準備をして、特に名称については、3月の下旬になってくるのかなというふうに私は思ってます。これについて、どのくらいの費用がかかるか。またはどういったものが事務レベルでは考えているか。この辺についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

教 育 課 長 町で設置した看板につきましては、文化センターの入り口のものが2か所ございます。そちらは、20万円ぐらいかかるという見積もりをいただいております。道標は3か所ございまして、町内に3か所ありまして、新松田派出所の横、新松田駅入り口の信号の横。「ざっくりでいいですよ、大まかに。あまり細かいのは大丈夫です。」の声あり」道標は3か所ありまして5万円、計25万円ぐらいはかかるというふうなことで把握しております。それ以外につきましては、バス停が2か所、あと県道交差点の標示、あと商工会の設置看板。こういったものがございます。また、今御意見いただきました各種パンフとか、刊行物、こういったものも順次更新するときに直していかなきゃいけないというふうに考えております。

5 番 田 代 話は分かるんですけど。今、私がお聞きしたのは、町なかのそういった案内板もそうなんですけど、文化センター施設本体でも、やはりあの入り口の看板直すと相当かかるんじゃないかなと思ってるんですよ。ですから、この名称改正に伴って、全体で、細かくじゃなくて、全体で幾らぐらいかかるのかな。いつ補正されるのかな。それが質問の趣旨です。よろしく申し上げます。ざっくりで結構ですよ。

教 育 課 長 町設置看板につきましては、先ほどの答弁のとおり25万円プラス、その際、町内の…館内のサインとかも直していかなきゃいけないと思っておりますので、ざっくりであります。25万円と、あとは補正予算につきましては、4月施工を

目指すのであれば、御質問のとおり、3月の補正で…（「間に合わない。12月だな。」の声あり）間に合わないですね。担当課としてやりたいのは、12月ということで、12月が適切でないかと考えております。

5 番 田 代 理解させていただきました。今、3月と言われたけど、12月に委員会報告があつて、そのあと補正のほうが仕事はスムーズに行くのかなというふうに私は感じます。参考までです。

それとあと、今お話があつた、例えばバス停だったら富士急さんとか、あといろいろな団体が文化センターということで登録してあると思うんですよ。そういった、要するに利用していただく団体、例えばちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、公民館登録団体、これについては公民館登録団体登録書とか、そういったものにやつてあるのが、ここで名前が変わるわけですよ。そうした場合に、一からやり直すのかね。要するに、お互いに手間がかかるわけですよ。それとも教育長決裁あたりで、こういうように変えたよという、何かそういうふうにやるほうが、事務的には、利用者もすごい助かるのかなという感じするんですけども。毎年これ更新してるのであれば別ですけども、一回登録した事務についてはそんなようなことも考えられるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

教 育 課 長 公民館登録団体については、毎年度行っておるところでございます。

5 番 田 代 はい、分かりました。最後にね、今あつた富士急さんとか、町外の団体は比較的、インターネットで発しても分からない団体もあるのでね、そういったところに関して、やはり通知とかそういうことも必要だと思うんですよ。その辺の周知についてもね、いろいろ年度変わりで大変かと思えますけれどもね、混乱が極力生じないように執行していただければありがたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 私も産業厚生の方でございますので、ここで簡単な質問をさせていただきたいと思つています。指定管理者を念頭に置いてということのお言葉がございました。そうしますと、今度指定管理者になりますと、今よりも、大変失礼な言い方ですけども、きちつとした運営がされるのかなと思つています。そこで、細かい

ことなんですけども、私も何度かそういった場面にぶち当たった経験がありますので、お聞きするんですが、3点ほど。

休館日、規則のほうでですね、休館日は月曜日ということになってますね。この月曜日が休日と重なった場合は開館をして、今までの、私の記憶ですけどね、その次の火曜日に休館にしているというような記憶があるんですが、この考えは今後も変わらないのか。それがまず1点。

それで、今度開館時間が9時から10時までとなっておりますが、今まではたしか9時から9時までじゃなかったのかなと思います。1時間延長した根拠は何でしょう。これが町民の声が強いですよというのか。といいますのは、あそこは俗に言う赤字会館ですよ。ですから、もっと稼げる会館にしましょう、センターにしましょうということを唱えておるんですが、1時間ずらすというと、それだけ経費がかかるわけですよ、人件費から光熱費から。普通、赤字経営の場所ですと、1時間前倒しにして閉店してしまうというのが普通であろうかと思うんですが、1時間延ばしたという根拠をまず。それが2点。

それとですね、規則の11条の11項。定められた場所以外では飲食をしないこととなっております。この定められた場所というのはどこなのでしょう。その3点をお聞きしたいと思います。

議 長 遠藤教育課長、言葉をはっきりお願いします。

教 育 課 長 はい。1点目の休館日につきましては、月曜日は祝日、休日だった場合は、これまでその翌日をお休みということにしておりましたが、月曜日が休日になっても、なかなか、あの会館は月曜日がお休みだというような町民の方の認識もございまして、休日であってもなかなかお客様が来ないような状況でございましたので、この条例では月曜日ということで定めさせて、規定させていただいたところでございました。

2点目の、9時から22時、午後10時までというものでございましたが、これまでの町民文化センター、町立公民館の開館時間につきましても、9時から午後10時までということで、これを承継しておりますが、この設定は公演とかそういうものが9時から、朝の9時から夜21時、夜の9時ぐらいまでだということで、その片づけ時間とかそういうものも含めまして、1時間多く設けた

ものでございました。それを、この新しい条例でも引き続きその開館時間というところで、午前9時から午後10時というところで規定させていただいたところがございます。今までの条例と変わらないということがございます。

3点目の、定められた場所以外ということで、今まで公民館の部分については、飲食をしてはいけないというようなものがございました。そういった使いづらさというのを取っ払うという意味もございますので、ちょっとその定められたもの以外というのを、ちょっと詳しくはまだ協議してないんですが、当然そこにふさわしくないところもあるか、ちょっとどうか、今後ですね、事務局の中で考えていきたいと思っております。

8 番 中 野 じゃあ月曜日が休日と重なっても、月曜日は月曜日で休むということですね。はい、分かりました。

それと、今、9時から10時までの聞いたんですが、今までも10時だったんですか、条例では。でも私も、何度かある会で使わせていただきましたが、9時10分前になりますと放送でね、会館閉館の時間です、出て行ってくださいと言わんばかりの放送が流れるんですよ。ですから、したがいまして我々はもう、閉館時間は9時だというふうに思ってたんですけど、今までも10時だったんですか。ですか。ちょっとその辺の。

教 育 課 長 町民文化センター条例、町立公民館条例の中では、今までも10時でございました。ただ、片づけの時間とかもございましたので、そういった御案内をしていたところがございます。

8 番 中 野 常識に考えましてね、課長。片づけの時間1時間も取る必要あるんですか。どなたがどういう片づけをするんですか。例えば、会議室を私どもが借りて、9時に出て行きました。それで、皆さんが会議室を片づけるのに、何か片づけるような形の、1時間も取るような場面というのはあるんでしょうかね。これは常識的に考えてということですけども。その辺のところはちょっと私には解せないですけども、その辺ちょっともう一回お聞かせください。

教 育 課 長 確かに議員さんおっしゃるとおり、1時間も片づけるのかということもございますが、大ホールの場合はそういった長時間かかることは、一般の会議室等は、御指摘のとおり1時間もかからないと思われませんが、ちょっと運用上の関係で、

今まではそういったことで周知というか、閉館時間ですよということで周知をしていたことがございました。

8 番 中 野 まあ、分かりました。

それで、じゃあ3点目の、飲食を定められたところの飲食ということですね、今、課長も今後というようなことで、ちょっと曖昧な御返答だったと思うんですけども、何度かその係の人によって、今まで過去ですね、違ってたんですよ。飲食、定められた場所が。いや、駄目ですよ、絶対駄目ですよと言われた場合もありますし、ああ、構いませんよ。ね。皆さんうなずいてますけど、経験があられると思うんですけどね。今後その辺のところは、きちっと定めるということですね。今後。そうですね。

教 育 課 長 議員さんの御指摘のとおり、確かに過去にそういったことも御意見として伺っております。その際は職員に指導を徹底したところでもございましたが、ちょっと何度かそういったことがございました。今度の新しい条例では、指導、そういったことを徹底してまいりたいと思っております。

8 番 中 野 終わります。

議 長 はい。ほかにございますか。

6 番 井 上 2点ぐらいお聞きをしたいと思います。まず、そもそも論なんですけれども、町民文化センターというですね、もう約40年ぐらい、オープンをしてからですね、たつ建物でございます。その中で、先ほど5番議員等ですね、名称を変更することによって、かかる経費等が発生をするということがありました。また、この条例の中身を見てもですね、町民文化センター条例と、町立公民館条例を足したものであるというふうに、私は理解をします。であるならば、これはですね、新規条例ではなく一部改正で足りるのではないかと。やはり町民に対するですね、周知を考えた場合に、生涯学習センター条例とする、これを新規条例とするその理由についてですね、どういうふうな考え方のもとにですね、変えるのか。例えば、全くその建物の目的が変わるのであれば、こういうふうな新規条例で変えるということは、やぶさかではないと思いますが、内容的にはですね、その公民館条例を吸収してとじ込み合わせた条例の改正ということで十分足りるのではないかと。それであればですね、町民の混乱も少ないのではないかと。

かなというふうにも思います。そういったことで、これを新規条例とする理由をお聞かせいただきたいと思います。

2点目といたしましては、先ほど4番議員のほうからもありましたけれども、参考資料であります。条例施行規則、これはですね、大分忙しい中、作られたのかなと思いますが、ちょっとこれの規則の精査が足りないということで、この議案第38号については委員会付託となって、私の属する総務文教でですね、審議をさせていただきますが、その審議までにですね、この条例施行規則をですね、例えば施行規則の5ページの別表第3の中で、私の認識ですと、使われてない回り舞台、これはもう故障してですね、使えないというふうに聞いたはず。音響反射板もですね、クライミング施設等の設置によってですね、一部使えない場所があって、多分天井板が設置できないということだと思います。それでもこういったところをですね、取るのか。先ほど、あと4番議員がおっしゃったように、いろんな施設をですね、十分精査をしてなく、ピアノの料金というのが大分高くなるというふうなところもありますので、委員会の審議までにですね、こういった施行規則についてはですね、十分見直しをしていただきたいというふうに思います。2点よろしくをお願いします。

教 育 課 長 新規条例ということで、生涯学習という、センターという名称で新規条例を提案させていただいたんですが、御承知のとおり、生涯学習とは自分たちが生涯にわたって行う学習活動を意味するもので、これまでも町では生涯学習活動を拠点として進めてまいりましたが、学校だけでなく、社会の様々な教育の機能を活用して行われる学習を、義務教育を終えた後でもより様々な学習活動を進めてまいりたいという、人生100年時代とか、そういった生涯学習というのを町に定着させたいという思いがございまして、新規条例ということで提案させてもらったものでございます。

2点目につきましては、御指摘のとおり、規則については見直しとか精査をいま一度行ってまいりたいと思います。（「結構です。」の声あり）

議 長 よろしいですか。はい。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号松田町生涯学習センター条例については、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議 長 日程第2「議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例に」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最近の社会情勢により、各種委員等が担い手不足であることから、表彰基準を見直し、町政等に尽力された方を広く表彰の対象としたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、松田町表彰条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正の目的といたしましては、各種委員等について、最近の社会情勢により、また、少子高齢化や勤続年数の延長等の影響から、担い手不足や、在職期間が短くなっているところでございます。また、選出についても苦慮している状況で、やむを得ず各種委員を兼ねる方もおり、1人にかかる負担も増加する傾向でございます。このような状況から、表彰の重みを継承しつつ、最近の社会情勢を考慮し、町政等に尽力された方に対し、表彰の対象とすることを目的としています。

改正内容につきましては、4点ございまして、1点目は最近の社会情勢により、在職年数の見直しとして、各種委員等の在職年数を12年から10年といたします。2点目につきましては、スポーツでの功績に対し、表彰の対象であることを明示をします。3点目として、在職年数の見直しとして、各職の種別を異にして在職した期間について、それぞれの職における在職年数について、有利

な在職年数に換算できることとします。4点目として、再表彰の見直しとして、既に表彰を受けた者であっても、別の表彰事由に該当するときは、重ねて表彰することができることとします。

それでは、2枚おめくりいただき、3枚目の新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。第3条第1項第5号から第8号の各種委員について、在職年数を現行12年から10年に改正するものでございます。次にですね、第3条第2項を第9号として、第3条第1項に加えて、第3号第2項とします。次に第4条第1項第2号ですが、教育、芸術、科学、1枚おめくりいただいて、科学の後にスポーツを加えるものでございます。次に、第5条在職年数の計算でございますが、第3項で、各職の種別を異にして在職した場合に、在職期間が換算できるものとします。次に、第11条は、既に表彰を受けた者であっても、別に表彰事由に該当することは、重ねて表彰することができるというものといいたします。

改正本文の2枚目をお開きください。最下段、附則でございます。施行期日でございますが、公布の日からでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたいと思います。この表彰条例の一部改正につきましては、説明のとおりですね、在職年数を短縮することによって、町に貢献をされた方に対する表彰をですね、より多くの方にですね、対象とするというふうな趣旨というのはですね、理解ができました。

そこでですね、各種委員等ということで、参考資料の中にありますけれども、それぞれの任期をですね、お伺いをしたいと思います。というのは、これで在職年数を12年から10年とするとした場合ですね、ここに書かれてる各種委員等につきましては、私の…ちょっと全部は把握していないんですけれども、任期は4年間というのがですね、多いと思います。そうしますと、3期やらないとですね、12年でも3期、10年でも3期。だから3期やらないと、表彰の対象にならないというふうに理解をするんですね。ここでどうせそれを短縮をしてですね、表彰の対象にするのであれば、もう少しそこを、例えば8

年というふうな形の中ですね、その任期に対する倍数、3倍を2倍にするというふうな改正があってもよからうではないかなというふうにも考えます。そこでまず1点目は、その参考資料2の中の、各種委員等の任期をお知らせいただきたいと思います。

参事兼総務課長 ただいまの質問ですけれども、おおむね大体4年でございますが、ちょっと今、個々の任期について細かい資料がちょっとございませんので。

町 長 ここにいて、分かるやつが言えればいいじゃん。

政策推進課長 監査委員のほうは2年になります。

参事兼総務課長 選管は4年。

教育課長 教育委員4年です。

税務課長 固定資産は3年です。

参事兼総務課長 基本的に、行政協力員と、消防団と、交通指導隊につきましては、任期自体は決まっておられませんので、ないです。

町民課長 直接担当ではないですけど、3年だったと。

6番井上 はい、ありがとうございました。そうですね。そうしますとね、4年または3年ということだと思います。その中では、4年というのは選挙管理委員、教育委員が4年ということで、その中で監査委員とか農業委員、固定資産評価委員、民生委員、児童委員が3年ということで、それらの方が5期または4期以上、2年の方は5期、3年の方は4期ということで、そうすると10年を超えるという解釈かなというふうに思います。ここで2年短縮したというのは、そういった理由だということによろしいでしょうか。

参事兼総務課長 今回の場合ですと、各種委員を兼ねてやった場合の換算もございますので、単純にそういった形ではなく、そういったものを足した中で10年ということもできるという形の中で、10年とさせていただいているところでございます。例えば、選挙管理委員会をやっている、それから兼ねて固定資産評価審査委員さんをやってるとか、今回いろんな職を兼ねてやる方が多いという中で、そこを全部足し込んで10年になる方を表彰の対象としましょうという形で、今回提案をさせていただいているところでございます。

6番井上 はい、分かりました。ありがとうございました。これ自体はですね、換算の

部分はあるので、そういった換算の部分のところを救済するために、ここで2年短縮をされたというふうなところもあるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 こちらの委員の中には、社会教育委員というのはもともと入ってなかったんですでしたっけ。

参事兼総務課長 条例上ですね、社会教育委員さんの記載は特になかったということです。

4 番 平 野 社会教育委員も何回かのね、会議があったり、いろいろな、それこそ生涯学習に関することとか決めて…決めてというか話し合いをね、されて貢献されているように思います。やっぱりそのなり手がいないということも、すごく聞いています。ほかの委員もね、なかなかそのなり手がいない中、今回この、いろいろ換算するとか合算するということが可能になったというので、表彰自体を目的にすれば、ああ、それはいいことだなと思ったんですが、逆に言うと、いろんな方に声をかけていくということが、逆にちょっと何というか、何というか、ちょっといいかなみたいになっちゃうと、それはまずいかなと思うんですけども、やっぱりいろんな人に町のことに携わってもらおうというのもすごく大事で、それに対する表彰だと思うので、その辺のところはどういうふうに工夫されてますか。

参事兼総務課長 その辺につきましては、一般表彰の中で、町民または本町に関係ある個人もしくは団体で、教育、芸術、科学、今回スポーツ等ということでなってますので、その中で表彰していこうという考えでございます。

4 番 平 野 分かりました。そうすると、社会教育委員なんかも、そっちのほうで対象にはなっているということでよろしいですか。

参事兼総務課長 そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

4 番 平 野 それでは、そのようにしていただければいいんですが、どちらにしても今言ったように、より広く、常に協働のね、精神に基づいて声をかけていく。そしてどんどんね、世代を若くしていかなきゃいけないので、その辺のところをぜひ心がけていかれるようお願いいたします。

1 2 番 大 館 先ほど井上議員の質問の中でですね、任期中で3年が多いわけじゃないですか。

3期やって9年だよ。ほかの委員とか関係の、行政関係の仕事を換算できるという話ですけれども、それは限られた人になっちゃうと思う。ほとんどの方が9年で終わりなんですよ。それでましてや、民生児童委員についてはですね、以前何かの会議のときに、民生委員の会議かな。ちょっと出席させてもらったときにですね、若返りをしたい、させたいので、極力3期で代わってほしいというような、国からのそういう要請があったとかいう、そういう話も聞いてます。ですからその、10年というのは確かに区切りかもしれませんが、例えば3期以上とか、読み替えることができるようなことができればね、あえてそういうこじつけたような答弁でなくて済むのかなというふうに思いますけど、その辺はどうなのでしょう。

参事兼総務課長 この年数につきましては、表彰審査委員会の中でもいろいろと議論させていただいたところがございます。確かに何期、何期という区分もありますけれども、期でくくってしまうと、任期がみんなそれぞれに違う部分もありますので、その辺も考慮しながら、それとあと近隣の市町村の状況も見ながらですね、この年数のほうは10年とさせていただいたところがございます。

12番 大 館 町長の提案理由の中でですね、町政に尽力され表彰対象者を広く、担い手不足の解消のためにという文言がありますよね。ですから極力ね、本当の意味の広く表彰をしてあげて、人材を確保するというような方法をとらなきゃいけないと思うんですけども。まあ、いろいろ事情はあるでしょうけども、その辺の配慮をね、してほしかったなというように感じますけども、いかがでしょう。

参事兼総務課長 今回のその表彰ですけども、特にこの自治功労表彰ということでございますので、かなりこの自治功労表彰というのは重いものという考えの中で、そういったことで10年という、2年短縮で10年ということにさせていただいてるところでございます。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

異議なしと認め、討論を打ち切り採決を行います。議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

それではですね、議案の最終ページの参考資料3を御覧くださいませ。2の改正内容でございますが、大きく3つございまして、1つ目は個人町民税に関するもので、均等割非課税基準の見直しと、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例でございます。1の均等割非課税基準の見直しは、国の所得税と同様にですね、個人町民税においても給与所得控除、公的年金控除10万円引下げ、基礎控除の10万円引上げなどの地方税法等の改正が行われたことに伴い、均等割の非課税基準を引き上げるものでございます。この改正に伴う給与所得者や年金受給者に対して、税額の影響はございません。

次に2番目の、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベント中止等をした主催者に対する入場料金等払戻し請求権の全部または一部の放棄をした場合、個

人町民税においても寄附金税額控除の対象とするものでございます。対象となるイベントは、記載のとおりでございます。

2つ目は、固定資産税に関するものでございます。現に所有しているもの、相続人等の申告制度と、地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」に関するものでございます。①番の、現に所有している者（相続人等）の申告制度については、所有者不明の固定資産の課題に対応するためですね、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者の申告について制度化したもので、正当な理由なく申告をしない場合は10万円以下の過料を設けるものでございます。

続きまして2番の、地域型決定地方税制特例措置の廃止及び見直し及び新設についての案ですが、特例割合等が見直されたことを受けて、町で定める特例割について一部改正するものでございます。

裏面をおめくりください。表でございます。上段の、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設につきましては、対象期間が終了したため廃止になります。次に中段の、5,000キロワット以上の水力発電の特例割合が、3分の2から4分の3に改正されたため変更するものでございます。一番下段の、生産性革命の実現に向け中小事業者が新規に設備投資をする一定の事業用家屋及び構築物は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、設備投資をする中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋と構築物を新たに加え新設するものでございます。特例割合はゼロと定めるものでございます。

最後に3つ目がですね、地方税法等の改正に伴う上位法による条項ずれに伴う改正でございます。

それでは恐れ入りますが、議案の4枚目の参考資料1、新旧対照表にお戻りください。右が現行で、左が改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。1ページの第10条につきましては、個人均等割の非課税の規定で、個人町民税の均等割の非課税基準を10万円引き上げるもので、10万円を加算した金額を追加するものでございます。第20条の特定付帯設備の納税義務者と、第21条の2、法第349条の3第27項等の条例で定める割合は、これは地方税法の条ずれ、項ずれを整備したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。第26の3につきましては、現所有者の申告に関する規定を新設するものでございます。固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者の申告について定めたものでございます。中段の第37条第1項第2号につきましては、罰則に関する規定でございます。第26の3、現所有者の申告を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。3ページはですね、附則第13項の固定資産税の課税標準の特例、わがまち特例に関するものでございます。まず、右側の現行欄を御覧くださいませ。第2号の法附則第15条第2条第2号は、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設の対象期間が終了したため廃止となります。第7号の法附則第15条第33項第1項ハは、5,000キロ以上の水力発電の特例割合が見直されたことにより削るものでございます。

それではまた恐れ入ります、左側の改正案を御覧ください。繰り上がった改正後の第2号から第9号までは、地方税法附則第15号の項ずれ、号ずれによるものでございます。新設した第10号の法附則第15条第30項第2号ハは、5,000キロワット以上の水力発電設備に係る特例割合を改めて、4分の3に定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。繰り上がった改正後の第11号から第17号までは、地方税法附則第15条の項ずれによるものでございます。第19号の法附則第64条は、生産性革命の実現に向け中小事業者が新規に設備投資をする一定の事業用家屋及び構築物で、特例割合をゼロで新設するものでございます。最下段の附則第26項につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を新設するものでございます。

最後に恐れ入ります。議案本文の3ページを御覧ください。第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。第1号の第10条の改定規定、附則第13項に第19号を加える改定規定、附則第26項の改定規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。第2項から第5項までは、固定資産税に関する経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日と、それ以前の取り扱いを定めております。

なお、参考資料2につきましては、条例改正に伴い申告書の様式を条例施行規則において定めておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 そうですね、ページで参考資料の3が一番分かりやすいと思います。その中でですね、何点か質問をしたいと思います。

まず、改正内容の(1)個人町民税のところ、改正案ということで、非課税基準の引上げ10万円がプラスされたということだと思います。これにつきましてですね、町のほうの税収への影響額はどの程度あるのか。

中段の(2)固定資産税、これもですね、相続が発生した際に、その所有者不明土地で、課税ができない状況が想定されると思います。その中で、こういったことで申告制度が創設されたことによって、その所有者、課税者が明確になるのではないかなというふうに、私は想像します。そこでですね、この条例、税条例の一部改正の中で、この固定資産税の部分の影響額がどのくらいですね、見込んでいるのかをお伺いをいたします。

3点目といたしましては、これは規則の中なんですけれども、参考資料2のですね、次のページに、別紙第23号様式があります。私もですね、いろんな形で、町役場のほうでいろんな申告をしたりですね、します。その中で、大分その中の表記が気になってる部分があります。今回この固定資産現所有者申告書という部分が設定されたのでですね、その中段にある固定資産課税台帳に登録されている云々の一番最後にですね、「申告いたします」というふうな書き方をされているんですけども、やはりちょっと住民目線から見ると、違和感があるのではないかなというふうに思います。そこは単純に「申告します」でいいのではないかなというふうに思います。その辺はですね、規則ですので、ここでどうしろということではありませんけれども、検討をしていただき、やはり住民目線の表記というものは必要ではないのかなというふうに思います。それ、以上3点についてですね、お伺いをいたします。

税 務 課 長 井上議員からただいま御質問いただきまして、まず1点目の参考資料のです

ね、均等割非課税基準の見直しに伴う税額の影響額ということなのですが、こちらのほうについては税額の影響額はございません。10万円そのまま下がったものに対して上げるので、それに対しての税額の影響はございません。

2点目の固定資産税の所有者不明の関係なのですが、原則は令和2年から、亡くなられた方を対象といたしますので、これも現時点では、その税額の影響についてはございません。

それから3点目の様式の記載につきましてはですね、おっしゃるとおりなので、ちょっとこちらのほうにつきましてはちょっと表記のほうを、またちょっと再考させていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略でございます。討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を打ち切り採決を行います。議案第40号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と改めることに伴いまして、改正を行うものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案のですね、のほうを御覧くださいませ。第6条の第2項でございます。法律の名称はですね、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名が改められ、あと引用条項の条ずれを整理するものでございます。

最後に、議案本文の1ページ、その前にお戻りください。施行期日でございますが、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切り採決を行います。議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を入ります。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により一部を改正するものでございます。マイナンバー法の改正につきましては、今までマイナンバーの通知カードというものがございましたが、それが廃止となりました。それに伴い、松田町で再交付する際に手数料500円を頂いていたものを削るものでございます。

一番最後です、参考資料を御覧ください。現行のところですね、第2条26号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料、1件につき500円を削ります。それと第27号を26号とし、28号から30号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

改正条例の本文にお戻りください。下段附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議 長 暫時休憩します。 (10時24分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時30分)
- 議 長 日程第6「議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)」につ

いて、町長の提案説明を求めます。

- 町 長 議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)。令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,902万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,246万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為の補正)第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3条 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)第4条、地方債の変更は「第4条 地方債補正」による。

令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 政策推進課長 それでは議案第43号令和2年度一般会計補正予算(第9号)について御説明をさせていただきます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、継続費の補正でございます。ここで、松田小学校整備事業における令和2年度契約予定のですね、校舎建設工事及び監理委託料につきまして、複数年にわたる公共工事として、事業完了に数年を要する事業で、その総額及び年割額、期間が決まりましたので、継続費として設定するものでございます。総額は23億4,036万円で、令和2年度年割額4億9,995万円、3年度18億3,641万円、4年度につきましては400万円となります。なお、継続費につきましては、支出の権限まで付与されるものでござ

ざいまして、その年度に契約をする事業のみ設定することができるものでございます。

次に、第3表、債務負担行為の補正でございます。初めに、追加補正は5件、松田町健康福祉センター指定管理委託料、限度額9,909万6,000円、松田町やまびこ館指定管理委託料126万円、松田町寄ロウバイ園指定管理委託料500万円、松田町地域集会施設指定管理委託料1,785万5,000円。こちらにつきましては、町屋地域集会施設ほか全21施設によるものでございます。松田町児童館等指定管理委託料139万円、こちらにつきましては河内児童館、湯の沢児童館でございます。

廃止につきましては、GIGAスクール関係で、賃貸からですね、購入に切り替えたことから、教育施設電算機器賃貸借料、貸借料808万5,000円を廃止するものでございます。

続いて第4表、地方債の補正でございます。世代間負担の公平性の観点や、低金利に伴う地方債の補正とするものでございます。まず、学校教育施設等整備事業につきましては、国庫補助金の内示額の増額に伴い、ここで起債額を4,040万円減額をし、限度額を2億9,730万円に変更するものでございます。また、令和2年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定により、限度額を1億7,116万3,000円とするものでございます。

それでは、12、13ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。

初めにですね、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国のですね、地方創生臨時交付金の活用、及び新たに付加価値等をつけて行う事業、またコロナの影響による事業の中止等による減額、並びに地方交付税の確定に伴う増額補正、また前年度繰越金の確定や、スポーツ習慣促進事業などによる補正となります。

それでは初めに、地方特例交付金でございます。こちらにつきましては、毎年度算定する恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源として、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては、

個人住民税減収補填特例交付金、また自動車税等減収補填の特例交付金、及び
ですね、軽自動車税減収補填の特例交付金によるものでございます。地方財政
計画に基づき、7月31日付でですね、交付金の決定がありましたので、ここで
補正をさせていただくものでございます。292万7,000円を増額するものでござ
います。

次に、地方交付税の普通交付税につきましては、いわゆる自治体間の財源の
偏在をですね、調整することを目的に、国がですね、必要な財源の確保と交付
基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するものでございまして、
交付税法第10条第3項に基づき、金額が決定いたしましたので、ここで3,123
万円を増額補正するものでございます。普通交付税の総額につきましては、9
億1,123万円とするものでございます。

続きまして、分担金及び負担金の保育所運営費負担金、現年度分でございま
す。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園の自粛による減免として、
保護者負担分として243万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、使用料及び手数料の使用料、公園使用料、西平畑公園使用料の
駐車場使用料につきましては、ふるさと鉄道使用料と同様にですね、ここで減
額、コロナの影響で減額補正をするものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費国庫
負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金134万4,000円でございま
す。こちらにつきましては、保育所運営事業分の増額補正となるものでござい
ます。

続きまして、教育費国庫負担金、小学校費国庫負担金、公立学校施設整備費
負担金につきましては、1,353万2,000円を減額補正するものでございます。こ
の負担金の減額につきましては、松田小学校整備事業に係る当初申請対象面積
からですね、交付決定を受けた面積の減少に伴う減額となります。その減少面
積分につきましては、次のですね、学校施設環境改善交付金に算定されること
になったものでございます。

次に、総務費国庫補助金、企画費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金については、今回の補正額を6,519万円とするものでござい

ます。

続きまして、教育費国庫補助金になります。小学校費国庫補助金、学校施設環境改善交付金につきましては、6,147万6,000円を先ほどのとおり増額補正するものでございます。こちらにつきましては、先ほどの負担金からの算入及び対象面積の増加、またエコスクールに認定されたことなどによる増額補正をするものでございます。

続きまして、教育費の国庫補助金、スポーツ振興費補助金については、800万3,000円でございます。こちらのほうは10分の10の補助事業となります。スポーツや運動を通して健康増進に資する取組に支援をし、多くの町民のスポーツ参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す事業に対し補助されるものでございます。

次に、中段の寄附金でございます。一般寄附金100万円でございます。民間の事業者からですね、6月の25日にですね、寄附を受けたものでございます。

続きまして、繰入金でございます。教育施設整備基金の繰入金でございます。国庫補助金の増額に伴い、754万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして繰越金、前年度繰越金につきましては、令和2年度の繰越金の金額が確定したので、9,124万5,000円を増額し、総額2億624万5,000円とするものでございます。

次に、諸収入、事業収入のハーブガーデン収入につきましては、利用状況等に伴い、ここで208万5,000円を減額するものでございます。

また、雑入のスポーツ振興くじ助成金といたしまして、182万円の増額補正です。こちらにつきましては、パークゴルフ場整備事業のですね、振興くじ助成金の決定に伴い、総額をここで1,082万円とするものでございます。

続きまして、16、17ページになります。諸収入、雑入、雑入でございます。コロナ禍に伴い、本年度予定していた東京オリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケット販売収入の減額補正、及びスポーツ振興事業に伴う保険料分の参加者負担金の増額分を併せて行うもので、総額といたしましては27万9,000円の減額となるものでございます。

続きまして、町債、教育債、松田小学校整備事業債でございます。こちらに

つきましても、先ほどの国庫補助金の増額に伴い、4,040万円を減額補正するものでございます。

次に、町債、臨時財政対策債では、116万3,000円の増額で、総額1億7,116万3,000円となり、おおむね予算どおりの決定額となりました。この臨時財政対策債につきましても、地方交付税とリンクする制度でございます。地方交付税の特別会計の財源不足を穴埋めとして、町はですね、自ら地方債を発行させる制度で、償還に要する費用につきましても、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。18、19ページになります。総務費、総務管理費、文書広報費、(2)感染症総合対策事業の報償費でございます。こちらにつきましても、自治会連絡協議会への謝礼となりますが、コロナ禍での各自治会への配布物の協力という事業として、17万円の補正をするものでございます。併せてですね、そのコロナ禍の関係で、広報紙の号外等の発行に伴う用紙代等を、ここで消耗品として10万円執行するための補正とするものでございます。また、例年ですね、実施しています町民の皆様からの意見や要望などを伺う地域座談会がございます。本年度は代替実施の一つといたしまして、広報紙を活用し、町民の皆様から意見を求めるための印刷製本費と返信用の郵送料を、地方創生臨時交付金を活用して執行するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費、積立金、財政調整基金につきましてもは1億6,000万円を増額補正するものでございます。こちらにつきましても、基金現在高の見込みではございますが、これに伴い5億400万円ほどとなる見込みでございます。前年度の繰越金、地方交付税や地方特例交付金の増額、またコロナの影響に伴う事業費等の減額等に伴い、積み立てていくものでございます。

続きまして、企画費、(2)になります。感染症総合対策事業といたしましては、シティプロモーション活動事業といたしまして、いわゆる町内でのブランド品等を地元住民と連携をし開発し、地域内の特産品を地域内外にPRをする経費でございます。120万円でございます。主なものといたしましては、感染症と闘う松田町に寄附で応援してくれた人々の思いに応えるためにですね、

新たな返礼品等の開拓による事業者支援を含めたふるさと納税の拡充につながるためのものがございます。こちらにつきましては、新たな財源確保として、ふるさと納税を知っていただき、地方創生臨時交付金を活用して、裾野を広げるためのインターネットの環境等につなげて周知をするものがございます。

次に、委託料の松田ブランド品等販売促進業務委託料でございます。80万円でございます。SNS情報発信業務を目的にですね、インスタグラマーやユーチューバー等において、それぞれインフルエンサーという方に松田町の特産品等の発信を手伝っていただくための事業展開でございます。

またですね、シティプロモーション用の商品開発委託料99万円につきましては、新型コロナウイルスの影響からですね、新しい生活様式及びアフターコロナを見据えてですね、町の地域資源を活用した新しいブランドを開発し、観光客の増加や地域振興を図っていくものがございます。

次にですね、負担金補助及び交付金でございます。松田ブランド品等開発支援のための補助金といたしまして、新たに变化している消費動向に対応するため、いわゆる地域資源等を活用し、個々に新商品や既存商品の改良等にかかる経費をですね、町が補助する事業といたしまして、4件分を計上しております。

続きまして、企画費（1）県西地域活性化プロジェクト推進事業でございますが、こちらにつきましては地域再生計画に基づいたコロナ対策の事業ではなく、地方創生推進交付金での事業となります。こちらにつきましては、まず外国人によるマーケティング調査、あるいは海外販路等を行うための委託料に組み換えるものがございます。当初ですね、予定していたインバウンド推進マネージャーの候補者であった方がですね、このコロナの影響に伴い海外からの移動手段の関係で雇用が難しくなったため、ここで人件費から組み換えて、委託料として事業を推進するものがございます。

次に20、21ページになります。総務管理費、町民文化センター管理費（5）会計年度任用職員給与費につきましては、コロナの影響による町民文化センター従事者報酬107万3,000円を休館に伴い減額補正をするものがございます。また、新たにですね、コロナ禍に伴う事業といたしまして、71万3,000円を増額していくものがございます。

続きまして、電算管理費の（6）になります。感染症総合対策事業に40万5,000円を増額補正するものでございます。コロナ禍において増加するウェブ会議などの新しい生活様式に対応するためのもので、このウェブ会議の環境を整備し、町として各会議等での資料のペーパーレス化やオンラインセミナー、オンライン会議に町民の方が参加できるように取り組むため、まず一步を踏み出すためのトライアル的な事業展開でございます。移動式のWi-Fi機器を設置し、まず庁舎内各階等でですね、どこでもウェブ会議ができるような環境を整えていくものでございます。

続きまして、地域公共交通対策費の（2）感染症総合対策事業でございます。負担金補助及び交付金でございます。路線バス事業者緊急経営継続支援給付金でございます。富士急湘南バス様のバス会社の保有台数24台分のバスに対し、運行及び利用環境整備として、支援金を給付するものでございます。まず、こちらにつきましては、山北町、大井町との広域連携により、各町負担経費として行うものでございます。また、松田町独自の支援といたしまして、寄地域の虫沢地区や萱沼地区の奥まで入る、いわゆる枝線便、1日4便が走っております。その固定費分の経費を補助するもの、またさらにはですね、通常系統分がございます。寄地区には5系統、神山地区には8系統、根石方面には5系統がございます。この部分の3分の1を給付し、総額414万円を国の地方創生臨時交付金を活用し、支援するものでございます。

また、バス通学定期券助成金につきましては、補助金につきましては、22万円、いわゆる緊急事態宣言から各学校等の一斉登校が始まった月の6月末までの経費について、いわゆる利用者負担分と事業者負担分、それぞれ3分の1になりますが、その部分を補助するものでございます。また、高齢者バス定期券助成事業につきましても、38万7,000円を計上し、利用者の期間限定でございますが、利用者分と事業者分の負担分をここで町が補助するものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、過年度分、介護給付費分の減額や、地域支援事業給付費等の減額に伴う繰出金を255万3,000円減額するものでございます。

続きまして、22、23ページでございます。老人福祉総務費の敬老会関係につ

いてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の防止に伴い、本年度の敬老会が中止になりましたので、その関係経費について、ここで減額をするものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。(9) 会計年度任用職員給与費でございます。地方創生臨時交付金を活用するものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業によりですね、平日においても学童保育室を午前中から開室したことにより、支援員の報酬88万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、児童福祉総務費(11) 感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金、ファミリーサポートセンター利用支援助成金50万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費でございます。母子保健事業の扶助費、特定不妊・不育症治療費助成金10件分を見込み、200万円をここで対象者の増加に伴い補正をするものでございます。

続きまして24、25ページになります。こちらも新たにですね、地方創生臨時交付金を活用し、執行するため、(6) になります感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。こちらは新型コロナウイルス自主検査費用助成金48万円といたしまして、いわゆるPCR検査とですね、抗体検査にかかる自己負担分の一部を助成するものでございます。

続きまして、扶助費の任意予防接種費助成金でございます。こちらも新たに任意予防接種1回につき1,000円の助成を行い、ここで対象者を拡大して行うものでございます。0歳から64歳までの方に予防接種経費を助成するため、ここで496万6,000円を補正するものでございます。

続きまして(4) になります。鳥獣防除対策事業では、需用費、修繕料につきまして、このコロナの影響により、まず50万円を減額補正をし、新たに(9) として感染症総合対策事業の工事請負費として広域防護柵補修工事をコロナの関係で事業執行するものでございます。先ほどの修繕料を含めて、ここで新たに執行するため、200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費(4) 感染症総合対策事業、工事請負費、感染症

予防対策、農道環境整備工事といたしまして、農道の土砂撤去等244万円をコロナの影響により増額補正するものでございます。

次に、自然休養村管理費の（８）感染症総合対策事業の工事請負費でございます。寄自然休養村管理センターの屋根改修工事と、宇津茂管理休憩施設トイレ、洋式への改修工事をコロナ関連の事業といたしまして補正するものでございます。

続きまして、商工費、商工振興費の商工振興対策事業の委託料でございます。まつだ産業まつり委託料につきましては、開催中止に伴い170万円を減額するものでございます。

続きまして（７）になります。感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。感染症対策商工振興商品券発行事業補助金、500万円の増額補正となるものでございます。第3弾といたしまして、プレミアム付の20%商品券を発行する事業でございます。

次に、小規模事業者経営改善資金感染症関連枠利子補助金につきましては、補正第2号でお認めいただきましたが、国の制度開始となったことにより、ここで50万円を減額補正するものでございます。

26、27ページになります。中小企業・小規模事業者等支援金につきましては、当初予定の支援金申請見込み件数の減少に伴い、ここで1,300万円を減額補正するものでございます。

次に、中小企業・小規模事業者等家賃補助320万円につきましては、国や県の補助金の対象にならない事業者向けに、町が補助するものでございます。

続きまして、観光費、観光振興費、観光宣伝事業費の町観光協会補助金317万2,000円の減額につきましては、観光まつり等の中止に伴う減額補正でございます。同様にですね、合同花火大会の中止に伴う減額180万円の補正となります。

続きまして、観光振興費の（４）でございます。感染症総合対策事業といたしまして、いわゆる観光、宿泊施設のオンライン予約システム導入費の補助金でございます。いわゆるオンライン化に伴う環境整備費といたしまして、30万円を補正するものでございます。

続きまして、商工費、観光費、公園管理費でございます。こちらにつきましては、需用費、修繕料ではございますが、コロナ禍の影響により、予算額60万円のまず減額補正をさせていただきます。併せてですね、委託料の川音川パークゴルフ場運営委託料につきましては、ゴルフ場4月からですね、6月末までの閉鎖期間に伴う減額31万4,000円、及びですね、既存の事業分の委託料につきましても、ここで減額補正をし、新たにですね、交付金を活用し、コロナ対策事業として実施するものでございます。総額につきましては158万9,000円を減額補正をまず行います。

続きまして、公園管理費、西平畑公園管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、西平畑公園の駐車場管理委託料及びふるさと鉄道運行委託料につきましても、コロナウイルス感染症の影響により公園の閉鎖による減額、及び新たに事業として推進するため、ここで事業委託費の減額を含め、757万2,000円を減額するものでございます。

続いてですね、公園管理費の会計年度任用職員給与費の報酬でございます。こちらにつきましては、西平畑公園園長代理報酬につきまして、公園の閉鎖や業務内容等の変更に伴う減額で146万8,000円を減額するものでございます。

続いてですね、ハーブ館運営従事者報酬、また、子どもの館運営従事者の報酬、そして自然館運営従事者の報酬につきましても、コロナの影響に伴い、ここで全て一回減額をするものでございます。

そして、新たにですね、感染症対策として、ハーブ館、子どもの館、自然館をですね、感染症対策として従事者報酬をするもので、ここでその分を増額するものでございます。

(7)になります。すみません、感染症総合対策事業でございます。委託料につきましては、先ほどの減額した事業をここでコロナの対策として新たに生活様式として実施するものでございます。川音川パークゴルフ場の運營業務委託料につきましては、163万4,000円の増額補正をするものでございます。また、西平畑公園駐車場管理委託料につきましては、389万1,000円の補正となります。ふるさと鉄道運行委託料につきましても、ここで343万5,000円を増額補正をし、コロナ対策として進めるものでございます。工事請負費につきましては、新た

な生活様式に伴い、西平畑公園並びにですね、ハープ館内のトイレの洋式化改修工事、またハープ館のエアコン設置工事といたしまして、122万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、28、29ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、一般事務経費でございます。使用料及び賃借料、こちらにつきましては町道用地賃借料といたしまして、中丸町営住宅跡地部分のですね、町道5-3及び5-5号線のですね、用地の借地料といたしまして、71万5,000円を補正するものでございます。道路維持費につきましては、(3)になります。感染症総合対策事業といたしまして、委託料、町道のり面の草刈り委託料で、町道2-1号線ほか庶子リーフィアから山北境までの堤防道路については、コロナ禍の影響に伴い、新たに執行するための委託料として51万円をここで補正するものでございます。

続きまして、道路新設改良費、委託料でございます。道路用地登記書類作成業務委託料といたしまして、50万円でございます。町道10-1号線道路用地の測量委託料による補正でございますが、いわゆる谷戸地域集会施設入り口部分の富士部品さんの跡地付近でございます。こちらにつきましては、公有財産購入費、用地買収費を130万円の補正をするものでございます。

続きまして、30、31ページになります。教育費、教育総務費の事務局費でございます。(10)教育施設電算管理経費、使用料及び賃借料、教育施設電算機器賃借料161万7,000円を減額補正をするものでございます。

(12)でございます。文化芸術鑑賞事業の委託料につきましては、コロナ禍の影響により事業の中止としたところ、減額80万円をここで補正するものでございます。

続きまして(16)になります。感染症総合対策事業の需用費、光熱水費でございますが、こちらもコロナの影響によりですね、新たに各学校プールの清掃、衛生環境の整備における光熱水費や防災対策に伴う貯水等に伴う97万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして備品購入費でございます。こちらはICT教育用の備品といたしまして、地方創生の臨時交付金を活用し、ICT授業用のプロジェクターほか、

またですね、校務用のパソコン、PCですね、購入を約40台を購入予定とします。また、施設用の備品がございます。こちらにつきましては、分散学習による施設用備品を購入するため、液晶大型モニターなどの購入費に伴う補正、総額1,801万4,000円となるものでございます。

(1)の小学校プール管理費でございますが、先ほど新たにコロナの関係で取り組む事業でございますので、ここで光熱水費等38万6,000円を減額補正するものでございます。委託料につきましてもですね、寄小学校プールの開放事業の中止に伴い、管理委託料を107万円減額補正するものでございます。また、(2)中学校プール管理経費につきましても、光熱水費分の58万6,000円を減額補正をし、委託料につきまして管理委託料200万6,000円を減額するものでございます。

次に、32、33ページになります。まずですね、社会教育費、公民館費、一般管理経費として、負担金補助及び交付金の地域集会施設の修繕に伴う補助金をまず65万円減額するものでございます。そして、新たに(4)でですね、感染症総合対策事業といたしまして、地域集会施設等の感染症対策整備補助金として、170万8,000円を増額するものでございます。当初計画どおりですね、田代地域集会施設のトイレ改修、また河内地域集会施設のトイレ改修、新規といたしまして宇津茂地域集会施設のエアコン設置、弥勒寺地域集会施設のエアコン設置などをここで補正するものでございます。

続きましてですね、保健体育費、保健体育総務費でございます。(1)運動・スポーツ習慣促進事業、10分の10の補助事業で、808万5,000円の補正をするものでございます。先ほどの歳入で御説明したような事業展開をしていくものでございます。そして、予備費につきましては、1,264万9,000円を増額で、総額5,107万4,000円となります。この中には、コロナの関係の予備費といたしまして800万円も含まれておることを御報告させていただき、こちらにつきましても今後の自然災害やコロナの対策等を含めてですね、確保していく予備費でございます。

続きまして、36ページから43ページまでにつきましては、一般会計並びに全会計の給与費の明細書を添付させていただいております。

またですね、地方自治法施行令第144条に基づきまして添付しているものでございますが、44ページに継続費に関する調書、債務負担行為の支出予定額に関する調書を添付しております。また、45ページにつきましては、地方債の見込みに関する調書となりますので、後ほど御高覧をください。

また、46ページから最終ページ48ページにつきましては、各事業等の工事予定箇所説明資料を添付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上、一般会計補正予算（第9号）について、御審議よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 19ページお願いします。広報広聴に要する経費ということで、今回はコロナ禍で、町民座談会はやらないということでの振替としてですね、紙媒体を使った広報紙、これはあれですか、自治会にアンケートとか、町民の方に何か町民要望というか、そういうのをね、要望を聞くのかね、それとも町側がある程度設問をして、これに答えてくださいという、そういうこのアンケート形式のものなのかね、その辺についてお伺いをいたします。

次は、21ページです。地域公共交通対策に要する経費ということで、路線バス事業者緊急経営継続支援給付金ですけども、これはもう給付金が1年度単位といたしますか、で切れる…切れてね、次年度の給付金なのかね。あとは追加でこの枝線に対しての特別の便数を増やすとか、そういうのをね、加えてのこの給付金なのか、その辺についてお伺いをいたします。

それから25ページです。感染症総合対策事業、負担金補助、交付金、新型コロナウイルス自主検査費用助成金ということで、PCR検査と抗体検査。これを一部助成ということなんですけども、1回、実際かかる費用、それから助成の金額、補助金額をですね、お伺いをいたします。

あと、下の任意予防接種費助成金は、これはインフルエンザか何かですかね。それで、1,000円、この費用については1,000円ということが何か説明聞いたような覚えがあるんですけども、これは64歳までの方ということを条件なんでしょうか。他町では何か、今度は65歳の、これから年末といたしますか、冬に備えてね、65歳以上の方はインフルエンザをね、全額補助で、無償でね、予防接種

ができるような、そういう自治体もね、何かそういうことが新聞でね、載ってましたので、その辺の補助のあり方ということでお伺いをいたします。4点でよろしいかな。以上です。お願いします。

政策推進課長 それではまずですね、地域座談会の代わりにですね、今回アンケート形式かどうかということなんですけども、まずこれは自治会長と今、調整をしまして、今回の地域座談会については、このコロナの影響、非常に厳しいということで、多くの方の町民の声を聞きたいという町の希望がありまして、いわゆるこのコロナ対策に伴いですね、この交付金を活用して、今までですね、広報紙の中にそのアンケートを一緒に入れちゃいます。返信用の封筒も一緒に入るようにしちゃって、多くの方にまず、町側の意見ではなく、皆様が今、自由に書いていただきたいというような形でアンケートを要望、意見を聞くものでございます。

またですね、今、自治会長とも調整しまして、寄地区・松田地区で1回ぐらい地域座談会をという話をちょっとしたところですね、今後その会場でやる方向を今、進めておりますので、併せてそのように進む形で今、検討しているところでございます。また今後の予算編成もありますので、多くの方にまた顔を見合わせてできる範囲でやっていきたいというふうに考えてございます。

続きましてですね、公共交通の関係でございます。こちらにつきましては、まず緊急経営継続支援給付金につきましては、この路線バス、いわゆる富士急湘南バスさんが路線として松田町走っております。また、大井町さんと山北町さんについても走っている中で、広域で何か支援をできないかという話が持ち上がりまして、その中でバスの会社の保有台数分について支援をしようよという話の中で、まずその部分を町が緊急対策として補助していくものでございます。

松田町につきましては、事業所が松田町にあるということも踏まえながら、コロナの関係で非常に頑張っているということと、路線の確保も含めてですね、寄地区の今、走っている便があります。いわゆる枝線、萱沼とかあります。その部分についてもですね、今回の期間限定で、ここの走った部分を今年度分、今年度分ですね、今年度分のみ支援をするという形の部分と、また通常系統分が走っている部分があります。寄地区の普通に走っている5系統、

神山地区には8系統、また根石方面にも5系統走っておりますので、そういう部分を含めた事業費の一部を補助していくということで、その総額についてが先ほどの414万4,000円でございます。

なお、この中にですね、今やっている路線バスの事業がございます。通常やっている部分があります。そこは最終的には減額をする形になりますので、よろしく申し上げます。

また、バスの定期券等高齢者のバスの定期券、これは期間限定、今のコロナ対策の緊急事態宣言が発令した4月の7日から2か月ほどですね、を起点にして、その部分の2か月分のみ町が利用者に対しての支払った部分を戻す、払い戻しをするような形ですね。それと、事業者も3分の1補填しておりますので、その部分も事業者にもまた補填をするということの展開で計上しているものでございます。以上です。

子育て健康課長

それでは、まず新型コロナウイルス自主検査費用の助成金について御説明いたします。まず、通常、症状があった方については、行政検査ということで、保険が適用になります。今回こちらに計上しました分については、自主検査ということで、どうしても仕事やいろんな条件によって就業や渡航に陰性証明が必要だという方もいらっしゃるとか、あとは高齢のお母さんたちのところに行かなければいけない。症状がないけれども、検査が必要な方についての助成ということになっております。費用のほうですが、こちらで調べた中での金額なんですけれども、PCR検査は約3万5,000円、抗体検査が約1万1,800円、抗原の定性検査、こちらが1万1,800円、抗原の定量検査、先ほどの定性検査よりももうちょっと精度が高い方法になりますが、こちらになりますと約2万8,000円ぐらいになると聞いております。補助率なんですけど、PCR検査と抗原の定量検査、こちらは費用が先ほど申し上げましたように3万5,000円とか2万8,000円とか高額になっておりますので、3分の1で上限が1万円。それとあと抗体検査と抗原の定性検査、一応1万1,800円なんですけど、こちらはかかった費用の2分の1で、上限を6,000円というふうに今のところは考えております。まだこちらも要綱を作ってから執行になりますので、一応このように今のところは考えております。

続きまして、任意予防接種費助成金についてですが、こちら、議員おっしゃるとおり、インフルエンザの分についてです。令和元年度まで松田町では小児インフルエンザ任意予防接種の費用として、小学生が2回、中学生1回、それぞれ1回1,000円ずつの助成を行っておりました。ただ、今年度はインフルエンザとコロナの感染症が同時期に重なるということもありまして、なるべくインフルエンザを避けていただきたいという思いから、インフルエンザの接種を0歳児、6か月の0歳児から64歳までの方、任意予防接種が受けられる方について1回1,000円の助成をここに計上いたしました。65歳以上の方につきましては、定期接種ということで、今までも御本人の負担が1,500円で受けられるようになっております。ただ、よその町がその部分も無料にするというお話も聞いております。今、インフルエンザに関しては10月1日から接種が開始になっておりますが、いろいろなお話が出ております。その中で、まだはっきりとはしていないんですが、どうも神奈川県のほうで65歳以上の分について無料の話を進めているようですが、まだ正式なお話はこちらには来ておりません。以上です。

11番 寺嶋 おおよそ分かりました。じゃあ、何点か質問します。路線バスの関係は、松田町内だけじゃなくて富士急が路線が走っている近辺、近隣では山北とかそういう、もね、入れての富士急さんの支援、広域の支援ということも含めての負担金の補助と、給付金か、支援の給付金という、そういう捉え方でよろしいということですよ。それで、枝線のほうでは、今現在行う…支援しているのを、このコロナ対策ということで、財源振替といいますか、そういう財源の振替みたいな形になるという、この枝線に対しての継続費の支援給付費のあり方というふうに捉えてよろしいんですか。その辺、じゃあ再度。一応再度確認させていただきます。それでよろしくをお願いします。

あと、新型…インフルエンザね。(私語あり) まだあるんですけどね、一応委員会付託になるようでね、そこでまたね、質問させていただく予定です。以上。

議 長 ほかにございますか。

4番 平野 27ページの下半分ぐらいのところの会計年度任用職員の給与費の減額のところ

ろなんですけども、何かほかのところでも、ここではハーブ館とか子どもの館とか西平畑関係のものが減額し、さらにその後すぐに感染症対策ということで、これ、代替なんだろうなと思うんだけど、計上されているということで、ほかの図書館であるとか、何かそういうのも大体減額しているけど、コロナ関連で代替で、減額分よりは少ないけれども、補っているというようなことで分かった…了解したんですが。この園長代理に関しては、代替分というのが出てこないんですが。先ほどの説明では業務内容の変更がありますというあれがあったので、これはじゃあ代替がなかったということで、了解してよろしいですか。

観光経済課長 ただいまの御質問でございます。西平畑公園園長代理の報酬の件であろうかと思えます。こちらについては、先ほども御説明、政策の課長から御説明あったとおり、他の業務、他の予算、既存の当初予算でお認めいただいている中で、そちらの業務をしていただくということですから、こちらのほうから減額をさせていただきますということでございます。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 ページ33ページ、保健体育総務費の施設事業の委託料ですね。酒匂川健楽ふれあい広場委託料、これ、60万円の減額になっているわけですけど、健楽ふれあい広場といいますと、今から十数年前に永山榮一さんのかつての思いを酌んでね、あそこを健楽ふれあい広場ということで、県土木と協議しながら芝生のグラウンドを造ったわけでございます。私もここ何年か見たところ、大分台風等で削られた部分もありますけど、今、もう草ぼうぼうで、何も活用されていないように思われます。それまでは職員自ら、あとは生きがい事業団等にお願いして整備のほうはしていたと思うんですけど、ここで今、60万を減額しているということは、今後あの健楽ふれあい広場はもう活用しないという意味に私は捉えちゃうんですけど、その辺のお考えはどうかということで、1点お聞きいたします。

教 育 課 長 今回の補正では、業務内容を大井町と協議、精査したところ、使っていない部分を、使われなかった部分が60万円ということで減額をした経過がございます。
(「聞こえません。」の声あり)

議 長 はっきりお願いします。

教 育 課 長 大井町との協議で減額をした経過がございます。今後につきましては、大井町との話合いの中では、大井町はそこを使わなくてもあまり影響がないという
ような御意見もいただいておりますが、議員さんの御意見も、思いも、寄附され
た思いというものもございますので、よく今後の活用につきましては、今、
広場を使っておりませんが、よく協議して、町の方針を定めていきたいと思っ
ております。今は活用していません。

3 番 内 田 今の大井町との協議という話がありましたけど、今までずっと松田町、町が
ね、松田町のほうが主に使用して整備したと思うんですけど、今、協議してと
いうね、お言葉が何回かありましたけど、実際のところ、協議という言葉はね、
私から言えば逃げ言葉になっちゃうんですけど、実際町としてはどうするかと
いうのをはっきりお示し願いたいんですけど。

教 育 課 長 繰り返しになりますが、何度か台風の被害に遭ったり、災害の被害に遭った
こともあります。そういった経過もございますし、寄附された永山氏の思いも
ございます。そういったことの経過がございますので、まだはっきりしたこと
は、どういうふうに使っていくか、活用していくか、また整備していくかとい
うのは、まだはっきり決まってない状況でございますが、よく松田町の庁内
の中でも協議して、活用、今後の活用またどうしていくかというのを決めてま
りたいと思っております。

3 番 内 田 まだね、活用していくか、存続していくかというのが、まだ協議段階だとい
うことは理解しましたが、先ほど言ったようにね、あそこを造った経緯とい
うものを私は忘れてはいけないと思いますから、できるだけ町民のためにも有
効活用できるような施設としてね、存続していただきたいということで質問を
終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 このですね、補正が、議案第43号補正9号については委員会付託ということ
になると思いますので、そのときの関係でですね、資料等をお願いをしたいと
思います。内容といたしましては、ページ4ページの第3表債務負担行為の補
正でございます。地域集会施設の指定管理、児童館等の指定管理についてはで
すね、説明がありましたけれども、一番上ですね、健康福祉センターの指定

管理委託料、5年間ですけれども、9,900万円という大きな金額であります。これにつきましては、8月の臨時議会等で補正が可決されました木質ボイラー等の管理にかかる経費等も含まれているのですよね、平成28年度からの期間の債務負担行為よりもですね、大分増額をしているのではないかとということで、これらに今のここでの説明は結構ですので、28年度から令和2年度、令和3年度から令和7年度のですよね、それぞれの比較とですね、9,900万円という額ですので、それぞれの費用の内訳等をですね、また資料として提出していただけるか、お伺いをしたいと思います。

議 長 要望でよろしいですか。

6 番 井 上 いや、要望じゃないです。確認です。

福 祉 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。第3表債務負担行為の補正、健康福祉センター指定管理委託料9,909万6,000円の内訳を特別委員会の中で示せということでございます。それでは、ちょっと御準備をさせていただきたいと思います。項目別でよろしいでしょうか。(私語あり) はい、分かりました。

6 番 井 上 結構です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)は、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願いま

す。暫時休憩します。議員控室にお集まりください。 (11時32分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時35分)

一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員の報告がありました。読み上げます。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。田代実君、井上栄一君、中野博君、齋藤永君、寺嶋正君、大館秀孝君、以上6名です。委員長は大館秀孝君、副委員長は齋藤永君です。一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員及び正・副委員長を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)についての審査をよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開いたします。 (11時36分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

休憩中に、議案第46号財産の処分についてが町長より提出されましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第46号財産の処分についてを日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。 (13時03分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時10分)

この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長　それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第46号財産の処分についての取扱いについて、9月10日、午後1時5分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので、御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。審議の結果、議案の提案説明、細部説明を行い、質疑・討論を行っていただき、即決とします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長　議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議長　追加日程第1「議案第46号財産の処分について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長　議案第46号財産の処分について。次のとおり財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1、土地の所在地。所在地、地目、登記簿地積(平米)の順で申し上げます。松田町字寄一番2番1、宅地、5,998.15平米。続いて、同一番地72番、宅地、5,617.5平米。同じく91番11、原野、503平米。同じく118番2、山林、397平米。同じく118番10、山林、93平米。合計1万2,578.65平米。

2、売却予定価格。金1億9,100万円。

3、契約の相手方。神奈川県秦野市松原町2番5号、株式会社サンライズ、代表取締役 森宏行。

令和2年9月10日提出、松田町長 本山博幸。

1枚おめくりください。提案理由。財産の処分について、相手方と土地売買仮契約を締結したので、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第46号財産の処分について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、1の土地の所在地、地目、地積についてでございますが、全5筆になります。宅地につきましては2筆、合わせて1万1,615.65平米になります。原野503平米、山林2筆につきましては460平米、合わせて1万2,578.65平米の土地となるものでございます。

2のですね、売却予定価格は1億9,100万円でございます。

3、契約の相手方、神奈川県秦野市松原町2番5号、株式会社サンライズ代表取締役 森宏行となります。

本件の町有地、いわゆる寄一番地の処分につきましては、一般競争入札をですね、8月の28日に行った結果、国道246号線を挟んで湯の沢団地側の1万2,578.65平米の土地が落札されたことから、その土地のですね、売買契約の締結について、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案をするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、土地の売買仮契約書の写しを添付いたしましたので、概略御説明をさせていただきます。この契約につきましては、契約書いわゆるなお書きのとおり、本議会の議決を得たとき、何らの手続を要することなく本契約になるものとし、本契約日は議会の議決日とするものでございます。

契約内容につきましては、第1条に信義誠実の義務、第5条に売買代金の納入についての規定、第8条売買物件の引渡しについて、いわゆる現状有姿で物件を引き渡すものとする規定を記載してございます。第11条事業計画の変更については、変更の事由及び変更後の計画を記載した書面にて申請をし、町の承認を受けなければならない規定としています。14条につきましては、指定期日でございます。本契約締結の日から3年以内に必要な工事を完成し、指定用途に供さなければならない規定でございます。第15条でございます。指定期間で

ございますが、本契約締結日の日から10年間、指定用途に供する規定でございます。第17条につきましては、募集要綱にも記載がある事項でございます。同様の禁止用途を記載しているものでございます。第18条については、民法の規定の買戻し特約事項でございます。第22条については違約金に関する規定、第26条で原状回復の義務、27条で損害賠償などについての記載でございます。なお、この仮契約書につきましては、町顧問弁護士とですね、内容の調整及び細部確認を行い定めたものでございます。

次に、参考資料の2の入札経過についてでございます。予定価格は1億9,000万円で、件名、松田町普通財産売払い、物件番号Aになります。場所につきましては、松田町寄字一番2番1ほか4筆でございます。入札年月日につきましては、令和2年8月28日午後2時30分開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、株式会社サンライズ様、第1回目の入札1億7,100万円でございます。第2回目については、1億8,100万円、第3回目になります1億9,100万円で、本件入札につきましては3回目に落札されたものでございます。

参考資料3につきましては、位置図を添付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上、財産の処分について御審議よろしくお願いたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 12番 大 館 ちょっと1点だけお伺いしますけれども、参考資料の3枚目の18条の上でですね、(3)で危険物の貯蔵という項目がありますけれども、ガソリン等燃料については危険物に当たらないのかどうか。その辺はどうなんですか。
- 政策推進課長 今回の危険物の貯蔵という観点の禁止用途につきましては、今回のガソリンスタンド等とは対象外という形となっております。以上です。
- 議 長 ほかにございますか。
- 6番 井 上 何点かちょっとお伺いしたいんですけれども。13条にですね、指定用途とあります。この指定用途につきましては、13条の中でですね、事業計画書に記載の用途にのみ売買物件を使用するものとするということで、この用途をですね、お知らせいただきたいのとですね、あと、この事業計画の変更というのは、そ

の前の11条にあります。11条にある事業計画書を変更しようとするというのは、もちろんこの契約締結後になるんですけれども、この場合、この第11条の中での事業計画書の変更というのは、用途は含まれないのか、それとも用途も含めてですね、11条であれば、甲に申請し承認を受ければ用途についても事業計画の変更できるというふうに理解をするのかをお伺いをしたいと思います。取りあえずその1点をお願いいたします。

政策推進課長　　まず、計画上に基づく利用の用途でございますが、今回の件はガソリンスタンドと物流関係、また軽工場としての計画が上がっております。これが一応用途ということになります。そしてですね、11条の関係なんですけれども、用途の変更は町の承諾というふうになってございます。ここににつきましては、町の用途につきましては産業系、住居系、大きなゾーンの設定をしてございます。その中で、ガソリンスタンド、物流関係等以外の用途に供する場合については、その計画書を出していただき、用途を変更することは町の承諾を得て可能とするというふうな理解で記載をしております。以上です。

6 番 井 上　　それでは、今の契約時点での事業計画書に記載の用途、ガソリンスタンド、物流倉庫、軽工場から変更になる場合も考えられるというふうに理解をいたします。

あと1点ですね、寄一番というのは寄附、この該当土地については、寄附で頂いた物件だということで承知してはございますけれども、あそこの箇所はですね、大分前からいろんな形の建物を建築し、取り壊しをしたということで、町のほうでも何件かですね、そういった購入をした土地にそういった残存物があつたというような事例があるんですけれども、そういった場合のですね、今回町が売り渡した場合には逆で、町がその部分についてはもう免責してもらおうんだというふうなところが必要かと思うんですね。町も全箇所を掘削をして、そういった廃棄物等が埋設されているかどうかの確認はされていないと思うんですけれども、そういった部分についての町の免責条項というのは、この中でどこに含まれているのか、お伺いをいたします。

政策推進課長　　ここは顧問弁護士とですね、議論をした結果になります。いろいろ契約書を作るに当たっては、ここが議論になりますので。まず、町としては現状有姿の

まま引き渡しますということになってございます。その中で、もし不測の事態、町のリスクということが明らかである場合については協議をし、その部分に対応するというふうに、最後の疑義の決定ということがございますので、そこで…（私語あり）第31条です。その辺の部分のリスク分担については、最終的に町の明らかにリスクということで協議で決まった上については、町の負担もあり得ると、明らかに町のほうの責務であるという場合についてですね、その辺であります。現状は有姿のまま引き渡すという形の契約になっております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切り、採決を行います。議案第46号財産の処分についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第44号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,346万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税を減免することに対して、国の財政支援が行われることに伴い、歳入の財源を変更することと、令和元年度の国民健康保険事業が確定し、一般財源となる繰越金の受入れに係る補正でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入になります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税。補正前の額2億6,312万1,000円、補正額マイナス55万7,000円、計2億6,256万4,000円。右側の説明欄に移ります。医療給付費分保険税、こちらの55万7,000円につきましては、補正予算作成時点において保険税の減免の相談のあった方2名分の減免予定額となっております。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金。補正前の額9億6,025万2,000円、補正額22万3,000円、計9億6,047万5,000円。右側の説明欄でございます。保険給付費等交付金（特別交付金）、こちらの特別交付金では、減免した保険料の10分の4を賄ってございます。

1つ飛びまして、款、国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害等臨時特例補助金。補正前の額0円、補正額33万4,000円、計33万4,000円。右側説明欄、災害等臨時特例補助金、こちらにつきましては減免した金額の10分の6の額となっております。保険税を減免した金額につきましては、特別交付金と特例補助金を合わせて10分の10の財政支援があり、保険税の減免をしましても同額の歳入が確保されるものでございます。なお、保険税の減免につきましては、令和3年3月31日までの納付期限の保険税が対象となっておりますので、今後減免の額が増える可能性がございますが、国の特例補助金等により全額財政支援されますので、歳入は同額が確保されますので、御承知おきください。

1つ戻りまして、6、繰越金、1、繰越金、款、繰越金、項、繰越金、目、繰越金。補正前の額500万円、補正額108万7,000円、計608万7,000円。説明欄、前年度繰越金として令和元年度の繰越金は608万7,000円となり、当初予算との差額、当初予算が500万ですので、差額108万7,000円は、歳出の予備費に充て

させていただきます。

1 ページおめくりいただきまして、10ページ、11ページ。歳出になります。款項目ともに予備費。補正前の額8,194万5,000円、補正額108万7,000円、計8,303万2,000円となります。歳入歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第45号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,948万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,773万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和元年度の介護保険事業の実績が確定いたしました。一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の精算償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款の6繰入金、項1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金、以下、目の2その他一般会計繰入金、目の3地域支援事業費繰入金、目の4低所得者保険料軽減繰入金を合わせて、補正額255万3,000円の減とし、先ほど一般会計補正予算で御説明をいたしました介護保険事業特別会計繰出金と同額を減額するものでございます。説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、目の1介護給付費繰入金、節1現年度分介護給付費繰入金は前年度における受入れ額との差額649万6,000円を補正して精算するものでございます。

目の2その他一般会計繰入金におけるそれぞれの職員給与費等繰入金、事務費繰入金につきましては、前年度実績による精算に係る補正となります。

目の3地域支援事業費繰入金、節1地域支援始業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金については12.5%分を、また介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金につきましては19.25%分を受け入れていることから、それぞれ実績に応じて精算するものでございます。

款の8、項1、目1繰越金は、前年度の実質収支が8,204万310円となり、今回の歳出額との差額3,204万円を増額補正させていただきます。

次のページをお開きください。歳出について御説明をいたします。款の2保険給付費と、一番下段になります款の5地域支援事業費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源補正となります。

中段、款の4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目の4償還金につきましては、令和元年度の実績額が確定し、特定財源を精算し、返還するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費は、前年度実績額が確定したことにより、国庫負担割合は施設等の給付分15%、居宅等その他サービス給付分20%で、合わせて過年度分返還金として、地域支援事業につきましても介護予防・日常生活支援総合事業について、国庫20%、支払基金27%、県費12.5%、包括的支援事業について、国庫38.5%、県費19.25%、それぞれの負担割合により精算し、前年度交付受入額差を返還するものでございます。

次のページをお開きください。款の6、項1、目1予備費につきましては、前年度の繰越金補正分と、繰入金補正額及び償還金の差額を補正計上してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いしたいんですけれども、ここですね、前年度の令和元年度分ですね、介護保険事業会計が決算を打つということの中でですね、ちょっと1点分らないんですけれども、ページ9ページ…8ページ、9ページですね。その中の一般会計繰入金でですね、現年度の介護給付費等の繰入金というのは、ほかの国庫とか県の負担金を、その次の歳出の中でですね、償還金ということで精算をしているということで理解はできますが、職員給与費とか事務費の繰入れをですね、介護保険の元年度の決算の部分、実は剰余金の部分ですよね。それを令和2年度の中で補正をする必要があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

福 祉 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。目の2その他一般会計繰入金、目の3地域支援事業費繰入金、目の4低所得者保険料軽減繰入金について、給付費以外の部分について、繰入金から補正を、翌年度の精算で補正をする必要があるのかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、地域支援事業等でもですね、県費、国費…国費・県費それぞれ繰り入れて、財源として全て充てておりますので、翌年度に精算するものというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 国とか県費が入ってくる部分はいいんですけれども、私の今のは、2番のそ

の他一般会計繰入金の中がですね、特筆して、その部分の、これを補正をするという意味がですね、一般会計繰入れ…一般会計から一旦令和元年度でですね、国保会計へ給与費とか事務費の繰入れをしたものですよ。ですから、ここで余ったから戻さなくてもいいのではないかなと。そういうことなんですけれども、いかがでしょうか。

福祉課長 説明が足りずに申し訳ございませんでした。一つ一つ積み上げていくと、確かにこの職員給与費等繰入金のみは一般会計の負担…国費・県費がない部分、今回の計算でしますと、一般会計の負担割合がない部分になりますが、やはり親会計の負担軽減という観点からも、翌年度、精算して繰り戻すのを例年やっているというか、というところもございますので、今回も同様に繰り戻すような計算をしているところでございます。以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第45号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

(13時43分)